

保護者の皆さま

明石市立明石商業高等学校  
明石市教育委員会  
こども育成室

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応について(お願い)

新型コロナウイルス感染症防止について、ご家庭で毎朝の健康観察等にお取り組みいただきありがとうございますことを感謝申し上げます。

さて、園児児童生徒(以下、児童生徒等といいます。)の出席に関する取扱基準を以下のとおりとします。

今後も、ご家庭と学校・行政が連携しながら、充実した教育活動が実施できるよう努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、お子様や保護者の方に下記の症状等があらわれた場合は、必ず学校(園)へご一報くださいますようお願い申し上げます。

併せて、新型コロナウイルス感染症により学校を臨時休業する場合は、個人情報に配慮したうえで、関係機関と情報共有させていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染は誰にでも起こりえる事です。感染した人やPCR検査を受けた人に対する誹謗中傷、差別的な書き込みは人権を侵害する行為です。正しい知識・情報に基づき、適切な行動をとるよう、お子さまへのご指導もお願い申し上げます。

## 記

## 1 出席に関する取扱基準について

	症状等	対応	登校開始日
1	児童生徒等が感染した場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	専門医等が快癒を認めた翌日から登校、保健所に確認通知書の発行を申請し、発行後写しを提出
2	児童生徒等が濃厚接触者となりPCR検査を受検した場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	陰性の場合、保健所の指示を受けて登校 (目安は2週間の自宅待機) 陽性の場合1の対応
3	児童生徒等がPCR検査を受検した場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	陰性の場合登校 陽性の場合1の対応
4	同居家族がPCR検査を受検した場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	①同居家族が陰性の場合登校 ②同居家族に感染が判明、本人が濃厚接触者となった場合は2の対応
5	児童生徒等が発熱等のかぜ症状が発症した場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	症状がなくなった日から登校 ※症状が改善せず、受診した場合 ①PCR検査を受けず様子見となった場合は症状がなくなった日から登校 ②PCR検査を受けた結果、陰性の場合症状がなくなった日から登校 ③PCR検査を受けた結果、陽性の場合1の対応
6	医療的ケアが必要および基礎疾患がある場合	個別に判断	主治医との相談結果を踏まえて個別に判断
7	感染リスク等で登校に不安がある場合	原則として欠席	

## 2 お子さまや同居家族の方がPCR検査を受検した(受検することが分かった)場合の対応について

通われている学校(園)に必ずご一報ください。また、市立学校(園)に通われているお子さまは、本人及び同居家族のPCR検査結果が判明するまで自宅待機となります。(欠席扱いとはなりません)

## 3 学校(園)が臨時休業となる場合における関係機関との情報共有について

新型コロナウイルス感染症により学校(園)を臨時休業する場合、同一施設を利用しているなど、活動に影響がある関係機関に対し情報共有を図ります。その際、個人情報(お名前など)が特定されることがないように十分配慮します。